

金神様の信仰について

高橋 正*

はじめに

平成3年秋田県教育委員会が発行した「秋田県の諸職」に掲載されている「市町村別伝統的手職伝承者一覧」⁽¹⁾によれば、この段階で秋田県内で鍛冶屋を営む人々は、少なくとも60人余りいたことが確認できる。しかしながら本年度民俗部門展「鍛冶屋さんの仕事と道具」⁽²⁾を実施するにあたり調査を進めていくと、10年たらずのあいだに実に4分の1もの鍛冶屋が廃業もしくは鉄工所や金物店などへ転業しているという事実が存在した。確かに鍛冶屋を取り巻く状況は、安価な大量生産による製品の流通や、農業をはじめとした産業の機械化に伴う需要の減少など厳しい状況にある。かつて文部省唱歌に「村のかじや」という歌があったように、鍛冶屋はどここの村にもいてその地域の産業を支えていたはずであった。しかしながら、現在は後継者がいないという悩みを抱える鍛冶屋さんも多く、生業としての鍛冶屋の現状を記録することの必要性を感じずる次第である。

小稿では鍛冶屋の信仰にテーマをしぼり、薄れつつある鍛冶屋の祭りや、年中行事についての調査の一端を報告することとする

なお、小稿で対象とする「鍛冶屋」は鎌や鋏などの農具や生活用具としての刃物を製作する職人⁽³⁾に限定し、いわゆる「刀鍛冶」と呼ばれる職人については言及しえなかった。

1. 金神様の祭りについて

県内の鍛冶屋では、金神様のお祭りを現在もやっている、あるいはかつて行っていたという話を各地で聞くことができた。ただし、祭りの日の設定、掛け軸の有無、金神様にお供えするものなどは地域によって微妙な違いが見られる。明確な

地域性を見極め得ることはできないが、さまざまな差異を確認できることは事実であり、その差異の持つ意味を考察することには、ひとつの意味があるだろう。

まず最初に、鍛冶屋神の祭りの日をいつに設定しているのかという問題について考えてみたい。旧暦で行うか新暦でかは必ずしも統一されていないが、11月8日を祭りの日にする事例と、12月17日を祭りの日にする事例とに大別できる。あるいはこの双方を祭日とする例もある。

11月8日は元来京都伏見稲荷大社の神事である「火焚祭」の日にあたるが、この日は輔職人や鍛冶屋さんの中で「フイゴ祭り」として大切な神事の日とされてきた。なぜ京都伏見稲荷の神事の日が「フイゴ祭り」の日とされてきたのかは、先行研究に明らかなおおりに⁽⁴⁾、中世の刀鍛冶京都三条に住む小鍛冶宗近の伝承に由来する。この伝承は室町時代の能楽「小鍛冶」によって広まるが、その概要は時の帝より刀剣を奉るよう命ぜられた宗近が、かねて崇めていた稲荷大神より神助を賜り、稲荷大神が宗近とかけあいで槌を打ち、名刀「小狐丸」を宗近に与えるという伝承である。そのため稲荷大神が金属加工職祖神となり、11月8日は「フイゴ祭り」の日となったといわれている。

今回の調査で確認された掛け軸の中にも、この伝承を一端を伝えると考えられる掛け軸が確認できた。写真はかつて鹿角市で鍛冶屋を行っていた家に伝わるもので、上部には三面六臂の三宝荒神が描かれ、その下には宗近と稲荷大神とが槌を振るう様子が描かれている。この掛け軸を所蔵していた家では特に「フイゴ祭り」は行わず、春と秋の2回神明社の祭礼に併せて金神様をお祭りしている。

*秋田県立博物館



金神様の掛け軸 (鹿角市 個人蔵)

12月17日に祭日を行う地域では、この日を「金神様の年取り」と呼ぶ場所もある。元来12月は諸神の年取りが行われる。例えば9日(地域により10日)は大黒様の年取り、12日は山の神様の年取りが行われ、それぞれの掛け軸や供物を奉納する。17日の金神様の祭りもこれらの諸神の年取り行事と同様に、一年間仕事を無事終える事ができたことを金神様に感謝するとともに、来年も無事仕事ができることを祈願する祭りとして位置づけることができる。

この他にも、12月31日に金神様の掛け軸を床の間に飾り御神酒とお膳をあげる事例(河辺町)や、以前は11月8日に祭りを行っていたが、先代の命日にあわせて11月21日に祭りを行うようになった事例(秋田市)など、11月8日と12月17日以外にも祭りを行う日取りは設定されている。これらは、本来のフイゴ祭りや金神様の年取りの信仰に、祖霊信仰が加味された結果と考えられる。

次に祭りの内容についてであるが、現在の調査では11月8日の祭りと12月17日の祭りととの間に明

確な差異を見いだすことはできない。

祭りの内容は日取りに関わらず、作業場をきれいに掃除し、神棚に掛け軸やお膳、御神酒を奉納し、職人が集まって直会が行われる。このとき神前に供えられるお膳には、餅・ミカン・お頭つきの魚がつけられる。ミカンを供えることについては、祭りが行われる時期に代表されるくだものということもあるだろうが、京都伏見稲荷の火焚祭の際に火中にミカンやお菓子を投じた事や、江戸時代のフイゴ祭りにフイゴ職人の家で、往来の人々にミカンを振る舞った事にも由来するのではないかと考えられる。また、お頭つきの魚についてもハタハタや鮭、キンキンをあげるという例が多いが、「鮭のヒレ」をあげるという事例(秋田市)も見られた。

また、各地で金神様の祭りの日に金敷の修理を行う事例が聞かれた。金敷は鍛冶屋が槌をふるう際の作業台で、作業に不可欠のものである。それゆえに神聖なものという意識があり、正月に金敷に餅を供える職人も少なくない。また金敷には絶対に腰を掛けてはならないという禁忌もほぼ共通して聞かれた。

この金敷も作業を重ねると、微妙なゆがみが生じてくるために、金神様を祀る前に、職人総出でゆがみを直したという。金敷はかなりの重量があるため、日常の作業場では修理ができない。そこで川原に火をおこし金敷を真っ赤に焼き、川の水に入れて焼き入れをし、ゆがみを直した。このとき使用する火ばしは長さが1メートルをこえる大きなもので、数人がかりでもちあげたという。

最後に祭りの日に掛けられる掛け軸について現状の調査報告をしたい。

掛け軸に記される文字や絵柄については、現在の4つのタイプに大別できる。

- A 金山姫を描いたもの
- B 荒神と刀鍛冶を描いたもの
- C 文字で「金山彦金山姫大明神」と記されたもの
- D 秋葉三尺坊権現像を描いたもの

Aタイプは合川町、五城目町、秋田市の3例を確認できた。合川町と五城目町のは台座に座した金山姫の図柄で、秋田市のものはフイゴの上

に金山姫が槌とコバシをもって直立するものである。

Bタイプは鹿角市に2例、二ツ井町、岩城町に各1例の4例を確認できた。鹿角市のもは先述した上部に荒神、下部に宗近と稲荷大神が槌を打ち合う構図で、「峰月」という作者の落款がある。鹿角市のもう一例は、上部に六臂の荒神が描かれ、下部に刀鍛冶と鬼が槌を打つ様子が描かれている。二ツ井町のもも類似した構図であるが下部に稲荷大神や鬼の姿がなく、二人の刀鍛冶が槌を打ち合っている。岩城町のもは上部に各種の法具と共にコバシと槌をもった荒神を描き、下部に刀鍛冶と4匹の鬼、金山姫、センを使う職人等が描かれている。この掛け軸は上部の荒神の後方に鳥居が描かれている点や、荒神に刀や供物が奉納されている点などが他と異なる。また宝暦八年の墨書のある箱に保存されており、製作年代が明らかであると同時に、下部に描かれた作業の様子から、江戸時代後期の作業道具や工程を知ることができる。



宝暦八年の箱書（岩城町史料館蔵）

Cタイプは八郎潟町で二例確認できた。このタイプの掛け軸を保存する職人の家は師弟関係にあり、一方は独立して以降に製作したものであるため、二例とも同じ系統の掛け軸であるといえる。「金山彦金山姫 大明神」と文字が記されている。

Dタイプは本荘市のもの1例である。火炎に包まれ手に剣を持ち、白狐に乗った秋葉三尺坊権現像である。くちばしが天狗を連想させる点も特徴的である。本荘市の秋葉山信仰については、石碑が数点確認されているものの、講組織などにおいて秋葉信仰が明確に存在したことは、現在は確認できない。また当地の人々も秋葉信仰を意識したうえで、この掛け軸を祀っていたのか否かは明らかではない。一般的には秋葉三尺坊は火防神として信仰されているので、そうした側面からこの像

に対する信仰が深まったものと考えられる。

2. お不動様を祀る事例

作業場に御室をつくりその中に不動明王の御札を祀ったり、不動明王の木彫を祀ったりする例が、県内各地で確認できた。これは「火の神様」といわれ、作業場の安全や商売繁盛を願ったものである。

八郎潟町で現在も鍛冶屋を営む北島家には、木彫の不動明王が作業場に祀られている。北島家は昭和初期から鍛冶屋を始め、現在は二代目が仕事を続けている。この不動明王は昭和10年に制作されたものであることが墨書よりわかるが、鍛冶屋は火を使うので、作業場を守り良い仕事ができるために不動明王を祀っているとの話であった。



北島家に祀られる不動明王

また、作業場の小さな祠の中に「不動明王」「大日如来」と記した御札を祀る例（河辺町）や、不動明王の御札を祀る例（阿仁町）も見られる。

なぜ鍛冶屋の作業場になったのかについては、おそらく火の神様と関係があるのではないかとの話であったが、詳細については不明であった。一般論として考えられることは、不動明王像の中には火焰光をと



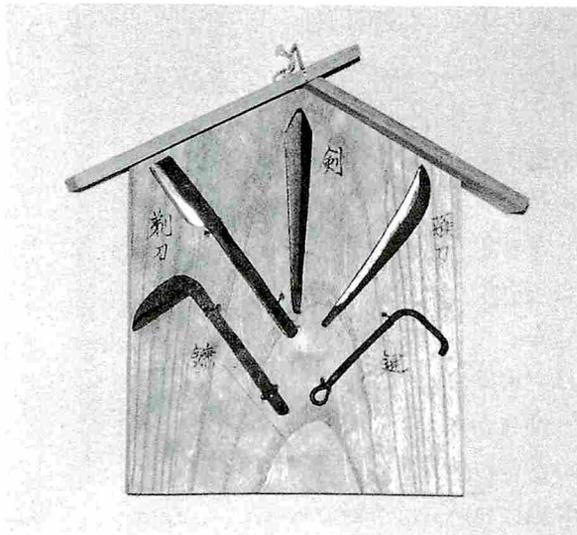
なうものが多いため、炎の中で憤怒の形相を示す不動明王を火の神として認識していたのではないだろうか。

3. 正月2日の仕事始めについて

正月2日は職人の仕事始めの日であり、この日は作業場の神棚などに鎌や鋏などのミニチュアを奉納する事例が見られる。その年最初に火床(ホド)に入れる火を神聖なものにとらえ、最初につくったものは神様に奉納するという信仰のあらわれと見ることができる。

岩城町で野鍛冶を続けている工藤廣さんによると、かつて仕事始めの時に最初にホドに火を入れるときは、朝の4時頃にハンマーで鉄の棒(これは特別なものではなく、作業場にある適当な金属棒を使用する)をたたき、その火花を種火としてホドに火を入れた事があったという。これは仕事始めの火というものを特殊なものとしてとらえたことの現れであり、ホドやそこに入れられる火を神聖なものとして鍛冶屋が認めていたことに起因するのではないだろうか。

火が入れられると、最初に剣、鎌、土蔵の鍵、カミソリ、長刀のミニチュア(焼き入れなどはせず、形を作るだけ)を製作し、1月20日までフィゴの上に御神酒と餅と製作したミニチュアを奉納した。そして21日に製作したミニチュアの剣を作業場の金神の祠の下の壁に打ち付けた。このとき剣以外の製品は近所に配り、もらった家ではそれを囲炉裏の中に埋めておいた。こうすることによ



工藤家で製作された正月2日のミニチュア

り子どもがやけどをしないという俗信があったといわれる。ミニチュアを囲炉裏に埋めるという事例は河辺町でも確認することができた。(ただし、この地域ではミニチュアを12月31日に製作する点が異なる)

この他にも、正月2日の仕事始めの際に、ホドにモロ火を焚き、塩をまいて清める事例(阿仁町、合川町)等が見られた。なおこの日は仕事始めで朝はいつもより早く仕事をするが、ミニチュアの剣を製作したら仕事は終わり、あとは休みになるという地域(秋田市、五城目町)もあった。あるいは、正月は繁忙期なので特に仕事始めの行事は行わない地域(二ツ井町)もあった。また、阿仁町では正月2日にはミニチュアではなく実際に使用できる「セン」を製作した。これは1点製作しても「セン=千」製作したことになるという語呂合わせから、一年の商売繁盛を願ったものだという。

4. 禁忌・俗信について

鍛冶屋には他の職人と同様に、その職業独特の禁忌事項や俗信が存在した。

- ①女性はや作業場に入れない。(比内町・岩城町)
- ②ホドの前の穴には女性はいれない。(河辺町)
- ③女性が作業場に入っても良い。(合川町・湯沢市)
- ④四つ足の動物はや作業場に入れない。万一入った時は塩で清める。(二ツ井町)
- ⑤家族のお産があると、ホドに3日間火を入れない。(阿仁町・合川町・八郎潟町・雄和町・湯沢市)
- ⑥家族のお産があっても特に仕事は休まない。(河辺町・五城目町)
- ⑦家族が死んだときは1週間仕事を休む。(河辺町)
- ⑧家族が死んだときは2～3日間仕事を休む。(雄和町)
- ⑨葬式にでた後はホドにモロ火を焚き、塩で清める(阿仁町)
- ⑩ホドの火で煮炊きをしてはならない。タバコに火をつけてはならない。(五城目町・湯沢市)
- ⑪ホドに水を入れてはいけない(岩城町)

⑫金敷に腰をかけてはいけない（阿仁町・合川町・二ツ井町・秋田市・河辺町）

⑬道具をまたいではいけない（合川町・秋田市）

⑭カナクズを煎じて飲めば熱冷ましにきく。（二ツ井町）

以上の事項から考えられることは、ある内容について互いに反する俗信が伝えられている事である。例えば、①～③は作業場に女性が入ることについてだが、それを禁ずる事例と容認する事例とが併存していた。⑤と⑥についても、お産があったのちに仕事お休むか否かに相反する事例があった。一般的には職人は産の忌として出産後は他と火を交えない、所謂「産火」をきらう習慣があり、所によっては産火は死火より忌み嫌う対象であったが、五城目町の事例では出産は子孫が繁栄することであり、生産に通ずる事であるから産火は嫌うどころかむしろ歓迎したとの事である。ただし、ここでも死火は忌み嫌われたので、出産に対する意識の相違がこうした相反する俗信を生み出したと考える。

もう一点注目すべきはホドの火を神聖なものにとらえ、それに関わる禁忌が多いことである。

⑨や⑩の事例はホドが聖なる場所でありホドの火を安易に他の火と混ぜてはならないとする考え方によるものである。⑬や⑭の金敷をはじめとした道具に対する禁忌事項も、道具に対する感謝の念や、道具がなければ仕事ができないのでそれを粗末に扱えないとする考え方に起因するのであろう。さらに踏み込んで考えると、これらの道具のほとんどが鍛冶屋自身によって生産されたものなので、ほとんどがホドの火の恩恵を受けて生産されたものであり、これらの道具を大切にする精神性の背景には、やはりホドの火に対する信仰があるのではないかと考える。

5. 金神社について

秋田市の旧鍛冶町（現秋田市旭南）には、上鍛冶町と下鍛冶町の両方に金神社があり、現在も地元の人々によって信仰されている。

ここは佐竹氏の入部以来、鍛冶屋などの金工に携わる職人が居住した地区で、現在でも「鍛冶町通り」という名称は残るものの現在では鍛冶屋は

一軒も営業しておらず、金物を販売する店舗や鉄工業者が数件残るのが、かつての鍛冶町の歴史をうかがわせている。

江戸時代の記録としては、「鍛冶町文書」元文2年11月の「歳代記帳」の中に「従古来為神賀ト歳々十月十七日ニ惣鍛冶寄合金属神御祭事ヲモ相勤申候依之相互ニ嬉神事可相勤候事」と記述がある。⁵⁾ この記録から18世紀中頃に「金属神御祭事」が10月17日に行われていたことがわかる。上鍛冶町では現在も10月17日金神社の本祭りが行われている。

下鍛冶町では鍛冶町通り南方に金神社があり、現在も13世帯の下鍛冶町に居住する人々によって守られている。主たる行事は1月16日と10月16日の年2回の祈祷である。この日は神社に地元の人々が集まり、神官のお払いを受ける。この神社には各種の絵馬が奉納されているが、その中に金神社ならではのものがある。明治29年の紀年銘があり、「怡怡齋」の落款を持つ。図柄は先述した掛け軸の図柄にもある小鍛冶宗近と稲荷大神のものである。稲荷大神の頭上には狐が描かれている。



秋田市下鍛冶町の奉納絵馬

本荘市日役町には金神社が祀られているが、この神社では、本荘市内の鍛冶屋の人々を中心にした講中がくまれている。この金神社はかつて本荘市出戸町字下川原の須賀神社の境内に存在したことが古絵図に記されていたと言われるが、現在は同神社の宮司月本家の屋敷内に移っている。本荘町史にも「出戸町下川原中島ニ鎮座セラレ延享二年乙丑勧請ノ雑社タリ毎年陰暦五月十七日祭典ナリ」とあり⁶⁾、江戸時代に勧請さ

れ、中島に存在した神社であったことが記録に残っている。

講中の会員は現在23名で、金工・鉄工関係者の人々が中心に加入している。以前は毎月17日に集まりお払いを受けた後、直会を行っていたが、昭和30年代から年3回の会合へとスタイルを変えている。3月は「春祭り」6月は「例祭」11月は「お年越し」と称して、主に同業者間の情報交換や親睦を深めるのを目的としている。喪中の人には参加しないが、家族にお産があった場合は出席している。

この神社には、先述したとおり秋葉山三尺坊の掛け軸のほかにも、明治27年に奉納された剣や、明治29年の再建時の棟札等が残っている。また時代等は不明であるが不動明王の立像と三宝荒神坐像が安置されている。神仏混交の問題や、廃仏稀釈の問題等加味すべき問題はあるが、先述した鍛冶屋における不動明王の信仰の問題として興味深い事例である。

おわりに

鍛冶屋の金神さまをはじめとした信仰の問題について、いくつかの事例を報告してきたが、結論として形態的な信仰の問題と、きわめて原初的な

本荘市金剛神社奉納剣

同不動明王像

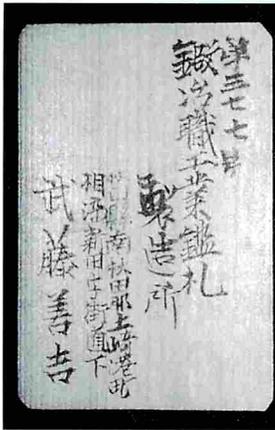


信仰の問題との2つの問題があるのではないかと感じる。すなわち、祭りの日取りや内容、あるいは掛け軸の絵柄は、その職人が弟子入りした地域の習慣や伝統に影響されるが、あくまでそれは形態の問題に過ぎないのではないかと考える。もちろん弟子が独立して掛け軸を購入すれば、その絵柄は師匠の家に飾ってあったものと同内容のものになり、そこから分布や広がり考察することも意味のないことではない。しかしながら、それと同様に重視すべきは職人がホドに対してどのような信仰を持っていたか、道具に対してどのような信仰を持っていたかという原初的な信仰の問題であろう。小稿でこの点を十分に論じ尽くしたとは言えないが、ホドに対する職人の畏敬の念や、金敷をはじめとした道具に対する職人の信仰にこそ鍛冶屋の信仰の原点があると考えられる。

小稿では鍛冶屋という職業における、信仰というきわめて限定された側面について報告したが、鍛冶屋にはまだまだ追求すべき問題が残されていると考える。例えば現在営業されている鍛冶屋についても、その歴史を遡ると、ほとんどは明治時代、古いものでも幕末までしかたどることはできない。それ以前の歴史を古記録・伝承などから相対的に位置付けていく必要性を感じた。この問題は極めて困難な作業を伴うが、例えば明治時代における鍛冶屋の営業の実態を示す資料として営業鑑札がある。このたびの調査では秋田市と鹿角市で二例の鑑札を確認するとどまったが、こうした事例の集積が今後重要になるのではなかろうか。



明治三十三年鍛冶屋営業鑑札 (鹿角市 個人蔵)



明治四十二年鍛冶屋営業鑑札 (秋田市 個人蔵)

(註)

- (1) 『秋田県の諸職』 秋田県教育委員会
平成3年 346～366頁
- (2) 平成11年10月5日より秋田県立博物館第二展示室で展示中 (平成12年7月まで展示予定)
- (3) こうした形態の職人を指す言葉としては、「野鍛冶」「農鍛冶」「刃物鍛冶」など様々であるが、小稿ではこれらの表記を用いず、「鍛冶屋」という表記で統一した。
- (4) 『稲荷信仰事典』 戎光祥出版平成11年
11～14頁
- (5) 『鍛冶町文書(上)』 秋田姓氏家系研究会
昭和59年 27頁
- (6) 『本荘町史』 本荘市史編纂室 昭和54年
47頁 (原本は明治30年発行)

No	所在地	祭りの日取り	掛け軸の図柄	備 考
1	鹿角市		三宝荒神、刀鍛冶、稲荷大神	
2	鹿角市	12月17日	三宝荒神、刀鍛冶、鬼	
3	二ツ井町	12月17日	三宝荒神、刀鍛冶	
4	阿仁町	11月8日		1月2日はモロ火をホドにたき、塩で清める。作業場に不動明王を祀る。
5	比内町	11月8日		
6	合川町	11月8日	金山姫	1月2日はモロ火をホドにたき、塩で清める。
7	五城目町	12月8日	金山姫	早朝金床・フィゴを直す。午後は川で金敷に焼きを入れる。夕方に職人を呼んでお膳を囲む。
8	琴丘町	11月前半		
9	八郎潟町	なし	文字「金山彦金山姫大明神」	
10	八郎潟町	なし	文字「金山彦金山姫明神」	
11	秋田市	11月21日	金山姫、ハンマー、コバシ、フィゴ	かつて11月8日にフィゴ祭り、現在は先代の命日にあわせて行う。
12	秋田市	神社の祭り	奉納額、刀鍛冶、稲荷大神	1月16日と10月16日神社の祭礼。
13	岩城町	12月17日	三宝荒神、刀鍛冶、鬼	昼頃お払い、後お膳を囲む。
14	本荘市	講中の祭り	秋葉三尺坊権現	講中の祭りを3月17日、6月17日、11月17日に行う。
15	大森町	11月8日		
		12月17日		
16	湯沢市	11月8日		現在は12月の第1日曜にお祭りを行う。



(84.0×33.0) 調査No.2 鹿角市



(69.0×35.0) 調査No.3 鹿角市



(103.0×30.5) 調査No.6 合川町



(45.0×17.0) 調査No.9 八郎潟町



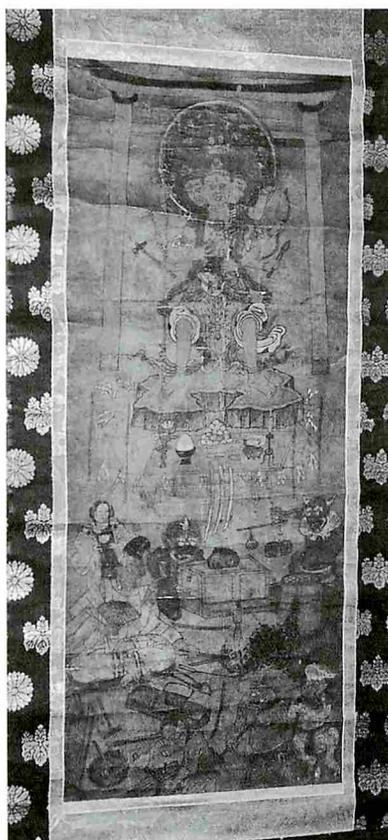
(130.0×35.0) 調査No.10 八郎潟町



(59.5×23.0) 調査No.7 五城目町



(65.0×28.5) 調査No.11 秋田市



(72.0×29.5) 岩城町史料館蔵



(69.0×24.0) 調査No.14 本荘市

※ () 法量は掛け軸の本紙をタテ×ヨコ (cm) で表示した。